

答申第 1103 号

諮問第 1761 号

件名：事務引継書 署長分の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 5 年 6 月 15 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が令和 5 年 6 月 28 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 行政文書開示請求書の受理

令和 5 年 6 月 15 日、請求人は稲沢警察署を訪れ、
事務引継書

署長 副署長 警務課長 警務係長 交通課長 分

令和 3 年以降分（請求日現在稲沢署で保管するもの）

と記載された行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）を提出した。

よって、処分庁は、同日付けで、本件開示請求を受理した。

なお、「事務引継書」という様式に限らず、人事異動の際に作成する事務引継ぎに関する文書についても、本件開示請求の対象文書に含めることとした。

イ 本件開示請求の対象文書について

(ア) 署長の事務引継ぎ

所属長である署長の事務引継ぎについては、愛知県警察処務規程（昭和 51 年愛知県警察本部訓令第 6 号。以下「処務規程」という。）第 4

章（事務引継ぎ）第10条（部長等の事務引継ぎ）第1項により、「部長等及び所属長が、退職、休職及び配置換えにより、その職を離れるときは、次の各号に掲げる事項について、文書により後任者に事務を引き継がなければならない。（以下省略。）」と定められている。

(イ) 本件開示請求の対象文書の特定

本件開示請求の対象文書のうち「署長が配置換え等により職を離れるときに後任者に事務を引き継ぐために作成した文書」（以下「本件対象文書」という。）については、処務規程第10条第1項の定めに基づき作成された事務引継ぎ文書であり、令和3年以降、稲沢警察署では、署長が令和3年11月26日及び令和5年3月22日付けで配置換えとなっていることから、その都度作成された事務引継ぎ文書を本件対象文書と特定した。

ウ 保存期間について

(ア) 保存期間の設定

行政文書の保存期間については、愛知県警察行政文書管理規程（平成16年愛知県警察本部訓令第27号）別表第2に掲げる行政文書保存期間区分基準表に基づき、文書の内容、性質、利用の必要性等を総合的に勘案した上で、適切な保存期間を設定している。

(イ) 本件対象文書の保存期間

本件対象文書を保存する行政文書ファイル及び保存期間を定める内部規程等は存在しないため、廃棄の機会については、署長の判断となる。

よって、署長が保存する必要性がないと判断した以降、同文書は任意に廃棄することができる。

エ 部長等以外の職員の事務引継ぎ

部長等以外の職員の事務引継ぎについては、処務規程第4章（事務引継ぎ）第11条（部長等以外の職員の事務引継ぎ）第1項により、「部長等及び所属長以外の職員は、退職、休職、及び配置換えその他の理由によりその職を離れるときは、書類、保管金品等を整理して、文書により後任者に引き継がなければならない。」と定められている。

また、同条第2項により「その事務を主管する部長が定める要領により行わなければならない。」として引継書の作成、要領を定めている。

オ 本件処分

稲沢警察署が調査した結果、現稲沢警察署長が本件対象文書の一部（令和5年3月22日付けの配置換えに伴う事務引継ぎ文書）を廃棄したことが確認された。

また、稲沢警察署には、過去の署長が作成した事務引継ぎ文書は存在しないことから、それぞれの署長の判断により廃棄したものと認められ

る。

よって、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、請求人に対して、本件処分を行った。

なお、本件開示請求書に記載された本件処分以外の請求内容については、それぞれ処分を決定している。

(2) 請求人の主張の失当性

請求人は、本件開示請求書を提出する際に、受付担当者から受けた説明を根拠に、本件対象文書である「事務引継書は存在しているので、開示を求める。」旨主張している。

しかしながら、本件対象文書の一部（令和 5 年 3 月 22 日付けの配置換えに伴う事務引継ぎ文書）については、現稲沢警察署長により廃棄されたことが確認されており、また、残りの本件対象文書（前々署長が作成した事務引継ぎ文書）についても、後任者（前署長）が現署長へ引継ぐまでの間に廃棄されており、稲沢警察署には存在しないことが確認されている。

そして、上述のとおり、本件対象文書を保存する行政文書ファイル及び保存期間を定める内部規定等が存在しないことから、本件処分が適正であることは明らかであり、請求人の主張に理由はなく、請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件開示請求に対して、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、審査請求書や処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、令和 3 年以降に稲沢警察署長が配置換え等により職を離れるときに後任者に事務を引き継ぐために作成した文書と解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、本件請求対象文書のうち、直近の配置換えに伴う事務引継文書については、現稲沢警察署長により廃棄されたことが確認され、それ以前の事務引継文書についても、探索の結果、既に廃棄されたとのことである。

また、当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、新たに署長として配置された者は、配置換え後に各課長から個別の案件に関する説明を受けることから、前任の署長からの事務引継文書は軽易なものとなるため、内部規程等で保存期間を定めておらず、署長の判断で廃棄し

ているとのことである。

イ これらのことからすれば、開示請求に係る行政文書を管理していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

事務引継書

署長分 令和3年分以降分

(請求日現在稲沢署で保管するもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
5 . 9 . 2 7	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 2 . 2 1 (第 679 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6 . 3 . 1 2 (第 681 回審査会)	審議
6 . 4 . 2 5	答申